図表5　事業類型(詳細)

事業者		事業類型	要件	補助金額	補助率	補助事業実施期間	補助対象経費		補助金額上乗せ、補助率引上げ、助成金
①業況・市場環境が厳しい事業者	業況が厳しい事業者	最低賃金枠	①【事業再構築要件】 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること ②【認定支援機関要件】 事業計画について認定経営革新等支援機関の確認を受けていること ③【付加価値額要件】 補助事業終了後3～5 年で付加価値額の年平平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年平平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること ④【売上高等減少要件】 2022 年1 月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が対2019～2021 年の同3 か月の合計売上高と比較して10%減少していること（当該要件を満たさない場合は、2022 年1 月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計付加価値額が対2019～2021 年の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していることでも可。） ⑤【最低賃金要件】 2021 年10 月から2022 年8 月までの間で、3か月以上最低賃金＋30 円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること	【従業員数5 人以下】100 万円 ～ 500 万円 【従業員数6～20 人】100 万円 ～ 1,000 万円 【従業員数21 人以上】100 万円 ～ 1,500 万円	中小企業者等 3/4 中堅企業等 2/3	交付決定日～12 か月以内 （ただし、補助金交付候補者の採択発表日から14か月後の日まで）			産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース） 新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うため、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受入れを支援するものです。 助成額 中小企業　　280万円／人単1（140万円×２期単2） 中小企業以外　　200万円／人単1（100万円×２期単2） 助成対象期間 1 年 単1 一事業あたり5 人までの支給に限ります。 単2 雇入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給します。 助成対象（主な要件） 【事業主】 ・令和5年4 月1 日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」第3の応募書類を提出し、交付決定を受けていること 単3 第10回公募要領の「物価高騰対策・回復再生応援枠」および「最低賃金枠」に限ります。また、事業計画に記載する「実施体制」中に人材確保に関する事項を記載した場合に限ります。 ・下記の【労働者】の雇入れにあたって、次のa～eまでの全ての条件を満たすこと a. 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること b. 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること c. 「事業再構築補助金」の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること ・下記の【労働者】の雇入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと 【労働者】 「事業再構築補助金」の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者であって、次の1と2に該当する者 1.次のaからhのいずれかに該当する者 a. 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者 b. 窓口を指導および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者 c. 1 年間に350万円以上の賃金単4が支払われる者 単4 時間外手当及び休日手当を除いて、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限ります。 また、助成金の支給については、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限ります。
		物価高騰対策・回復再生応援枠	①【事業再構築要件】 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること ②【認定支援機関要件】 事業計画について認定経営革新等支援機関の確認を受けていること。 ③【付加価値額要件】 補助事業終了後3～5 年で付加価値額の年平平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年平平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること ④ 以下（a）（b）のいずれかを満たすこと （a）【売上高等減少要件】 2022 年1 月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が対2019～2021 年の同3 か月の合計売上高と比較して10%減少していること（当該要件を満たさない場合は、2022 年1 月以降の連続する6か月 のうち、任意の3か月の合計付加価値額が対2019～2021 年の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していることでも可。） （b）【再生要件】 再生事業者（Ⅰ.中小企業活性化協議会等において再生計画を策定中の者又はⅡ.中小企業活性化協議会等において再生計画を策定済かつ再生計画成立後3 年以内の者）であること	【従業員数5 人以下】100 万円 ～ 1,000 万円 【従業員数6～20 人】100 万円 ～ 1,500 万円 【従業員数21～50 人】100 万円 ～ 2,000 万円 【従業員51 人～】100 万円 ～ 3,000 万円	中小企業者等 2/3（※1） 中堅企業等 1/2（※2） （※1）従業員数5 人以下の場合400 万円、従業員数6～20 人の場合600万円、従業員数21～50 人の場合800万円、従業員数51 人以上の場合は1,200 万円または3/4 （※2）従業員数5 人以下の場合400 万円、従業員数6～20 人の場合600 万円、従業員数21～50 人の場合800万円、従業員数51 人以上の場合は1,200 万円または2/3			建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、廃業費		廃業を伴う場合には、廃業費を最大2,000 万円上乗せ
	a)または事業の市場規模が縮小する業種・業態に属する事業者 b)地域から撤退する基幹大企業の直接取引額が売上高の10%以上を占める事業者	産業構造転換枠	①【事業再構築要件】 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること ②【認定支援機関要件】 事業計画について認定経営革新等支援機関の確認を受けていること。補助金額が3,000 万円を超える案件は認定経営革新等支援機関及び金融機関（金融機関が認定経営革新等支援機関であれば当該金融機関のみでも可）の確認を受けていること ③【付加価値額要件】 補助事業終了後3～5 年で付加価値額の年平平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年平平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること ④【市場縮小要件】 現在の主たる事業が過去～今後のいずれか10 年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属しており、当該業種・業態とは別の業種・業態の新規事業を実施すること。また比地域における基幹大企業が撤退することにより、市町村内総生産の10%以上が失われると見込まれる地域で事業を実施しており、当該基幹大企業との直接取引額が売上高の10%以上を占めること ⑤【別事業要件】 既に事業再構築補助金で取り組んでいる又は取り組む予定の補助事業とは異なる事業内容であること ⑥【能力評価要件】 既存の事業再構築を行いながら新たに取り組む事業再構築を行うだけの体制や資金力があること	【従業員数20 人以下】100 万円 ～ 2,000 万円 【従業員数21～50 人】100 万円 ～ 4,000 万円 【従業員数51～100 人】100 万円 ～ 5,000 万円 【従業員数101 人以上】100 万円 ～ 7,000 万円 廃業を伴う場合には、廃業費を最大2,000 万円上乗せ	中小企業者等 2/3 中堅企業等 1/2					
②その他	取り組む事業の市場規模が拡大する業種・業態に属する事業者	成長枠	①【事業再構築要件】 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること ②【認定支援機関要件】 事業計画について認定経営革新等支援機関の確認を受けていること。補助金額が3,000 万円を超える案件は認定経営革新等支援機関及び金融機関（金融機関が認定経営革新等支援機関であれば当該金融機関のみでも可）の確認を受けていること ③【付加価値額要件】 補助事業終了後3～5 年で付加価値額の年平平均4.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年平平均4.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること ④【市場拡大要件】 取り組む業種が、過去～今後のいずれか10 年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態に属していること ⑤【総与総額増加要件】 事業終了後3～5 年で総与支給総額を年平平均２%以上増加させること <補助率引上げを受ける場合の追加要件> 【補助率引上要件】 ① 補助事業期間内に総与支給総額を年平均6%以上増加させること ② 補助事業期間内に事業場内最低賃金を年額45 円以上の水準で引上げること	【従業員数20 人以下】100 万円 ～ 2,000 万円 【従業員数21～50 人】100 万円 ～ 4,000 万円 【従業員数51～100 人】100 万円 ～ 5,000 万円 【従業員数101 人以上】100 万円 ～ 7,000 万円	中小企業者等 1/2 （大規模な賃上げ（※）を行う場合は2/3） 中堅企業等 1/3 （大規模な賃上げ（※）を行う場合は1/2） （※）事業終了時点で、①事業場内最低賃金＋45 円、②総与支給総額＋６%を達成すること。			建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費		補助率引上げ 中小企業者等 1/2 （大規模な賃上げ（※）を行う場合は2/3） 中堅企業等 1/3 （大規模な賃上げ（※）を行う場合は1/2） （※）事業終了時点で、①事業場内最低賃金＋45 円、②総与支給総額＋６%を達成すること。 卒業役金枠 ① 成長枠又はグリーン成長枠に申請する事業者であること ②【卒業要件】 成長枠又はグリーン成長枠の補助事業終了後３～５年で中小企業・特定事業者・中堅企業の規模から卒業すること 補助金額　　成長枠・グリーン成長枠の補助金額上限に準じる。 補助率　　中小企業者等 1/2 中堅企業等 1/3 補助事業実施期間　交付決定日～成長枠・グリーン成長枠の事業計画期間終了 大規模賃金引上促進枠 ① 成長枠又はグリーン成長枠に申請する事業者であること ②【賃金引上要件】 成長枠又はグリーン成長枠の補助事業終了後３～５年の間、事業場内最低賃金を年額45 円以上の水準で引上げること ③【従業時育要件】 成長枠又はグリーン成長枠の補助事業終了後３～５年の間、従業員数を年平平均1.5%以上増員させること 補助金額　　100 万円 ～ 3,000 万円 補助率　　中小企業者等 1/2 中堅企業等 1/3 補助事業実施期間　交付決定日～成長枠・グリーン成長枠の事業計画期間終了
	グリーン成長戦略の課題解決に資する取組に関連する研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行う事業者	グリーン成長枠（エントリー）	①【事業再構築要件】 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること ②【認定支援機関要件】 事業計画について認定経営革新等支援機関の確認を受けていること。補助金額が3,000 万円を超える案件は認定経営革新等支援機関及び金融機関（金融機関が認定経営革新等支援機関であれば当該金融機関のみでも可）の確認をうけていること ③【付加価値額要件】 補助事業終了後3～5 年で付加価値額の年平平均4.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年平平均4.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること ④【グリーン成長要件】 グリーン成長戦略「実行計画」14 分野に掲げられた課題の解決に資する取組であって、その取組に関連する１年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行うこと ⑤【総与総額増加要件】 事業終了後3～5 年で総与支給総額を年平平均２%以上増加させること ⑥【別事業要件】 既に事業再構築補助金で取り組んでいる又は取り組む予定の補助事業とは異なる事業内容であること ⑦【能力評価要件】 既存の事業再構築を行いながら新たに取り組む事業再構築を行うだけの体制や資金力があること <補助率引上げを受ける場合の追加要件> 【補助率引上要件】 ① 補助事業期間内に総与支給総額を年平均6%以上増加させること ② 補助事業期間内に事業場内最低賃金を年額45 円以上の水準で引上げること	中小企業者等 【従業員数20 人以下】100 万円 ～ 4,000 万円 【従業員数21～50 人】100 万円 ～ 6,000 万円 【従業員数51 人以上】100 万円 ～ 8,000 万円 中堅企業等 100 万円 ～ 1 億円		交付決定日～14 か月以内 （ただし、補助金交付候補者の採択発表日から16か月後の日まで）				
		グリーン成長枠（スタンダード）	①【事業再構築要件】 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること ②【認定支援機関要件】 事業計画について認定経営革新等支援機関の確認を受けていること。補助金額が3,000 万円を超える案件は認定経営革新等支援機関及び金融機関（金融機関が認定経営革新等支援機関であれば当該金融機関のみでも可）の確認を受けていること ③【付加価値額要件】 補助事業終了後3～5 年で付加価値額の年平平均5.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年平平均5.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること ④【グリーン成長要件】 グリーン成長戦略「実行計画」14 分野に掲げられた課題の解決に資する取組であって、その取組に関連する２年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行うこと ⑤【総与総額増加要件】 事業終了後3～5 年で総与支給総額を年平平均２%以上増加させること ⑥【別事業要件】 既に事業再構築補助金で取り組んでいる又は取り組む予定の補助事業とは異なる事業内容であること ⑦【能力評価要件】 既存の事業再構築を行いながら新たに取り組む事業再構築を行うだけの体制や資金力があること <補助率引上げを受ける場合の追加要件> 【補助率引上要件】 ① 補助事業期間内に総与支給総額を年平均6%以上増加させること ② 補助事業期間内に事業場内最低賃金を年額45 円以上の水準で引上げること	中小企業者等 100 万円 ～ 1 億円 中堅企業等 100 万円 ～ 15 億円					
	海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靭化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者	サプライチェーン強靭化枠	①【事業再構築要件】 事業再構築指針に示す「事業再構築（国内回帰）」の定義に該当する事業であること ②【認定支援機関要件】 事業計画について 認定経営革新等支援機関 の確認を受けていること 。補助金額が 3,000万円を超える案件は認定経営革新等支援機関及び金融機関（金融機関が認定経営革新等支援機関であれば当該金融機関のみでも可）の確認を受け ていること ③【付加価値額要件】 補助事業終了後 3 5年で付加価値額の年平平均 5.0%以上 増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年平平均 5.0%以上 増加する見込みの事業計画を策定すること ④【国内現産要請要件】 取引先から国内での 生産（ 増産 要請があること（事業完了後、具体的な商談が進む予定があるもの） ⑤【市場拡大要件 】 取り組む事業が、過去～今後のいずれか 10年間で、市場規 模が 10%以上拡大する業種・業態に属していること （ただし製造業に限る。 ⑥【デジタル要件】 下記の要件をいずれも満たしていること (1) 経済産業省が公開するＤＸ推進指標を活用し、自己診断を実施し、結果を独立行政法人情報処理推進機構（ IPA）に対して提出していること。 (2) IPAが 実施 する「 SECURITY ACTION」の「★★二 つ 星」 の 宣言 を 行 っていること。 ⑦【事業場内最低賃金要件 】 交付決定時点で、設備投資する事業場内最低賃金が地域別最低賃金より 30円以上 高いこと。ただし、新規立地の場合は、当該新事業場内最低賃金が地域別最低賃金より 30円以上高くなる雇用計画を示すこと。 ⑧【総与総額増加要件】 事業終了後 3 5年で総与支給総額を年平平均２%以上増加させること ⑨【パートナーシップ構築宣言 要件】 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言を公表していること ⑩【別事業要件】 既に事業再構築補助金で取り組んでいる又は取り組む予定の補助事業とは 異なる事業内容であること ⑪【能力評価要件】 既存の事業再構築を行いながら新たに取り組む事業再構築を行うだけの体制や資金力があること	中小企業者等・中堅企業等ともに 1,000万円 ～ 5 億円 車両物費が無い場合は３億円以内	中小企業者等 1/2 中堅企業等 1/3	交付決定日～28か月以内 （ただし、補助金交付候補者の採択発表日から30か月後の日まで）	建物費、機械装置（必須単）・システム構築費		－